

支部ニュース

2016 年 8 月 No. 513

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 安倍政権と対峙する、秋へ・・・・・・・・・・・・・・・・山添 拓
- 2016年7月10日参議院選挙結果と今後の改憲をめぐる戦い・・・・・・・・須藤正樹
- 足立区役所の本体業務の外部委託問題―戸籍業務、国保業務―・・・・・・・・黒岩哲彦
- 都立学校「日の君」強制事件訴訟・最近の動き 特に、再雇用拒否事案について・・・・柿沼真利
- 【報告】都教委へ要請しました！
～6. 1 通知（教職員等の選挙運動の禁止等）の問題～・・・・・・・・仲里歌織
- ソフトボール大会に向けて・・・・・・・・江夏大樹
- 入団のあいさつ・・・・・・・・白根心平
- 若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・徳住堅治
- サマーセミナーにぜひご参加を・・・・・・・・長尾宣行
- 7月北千住幹事会議事録
- 「若手弁護士へのメッセージ」 新シリーズ開始について・・・・・・・・萩尾健太
- 決議：足立区の戸籍・国保等の業務委託を許さず、住民訴訟・監査請求の勝利を求める



安倍政権と対峙する、秋へ

山添拓法律事務所 山添 拓

このたびの参院選に、東京選挙区で日本共産党公認候補として立候補し、当選させていただきました。8月1日から議長選出などのための臨時国会が始まり、初登院となります。多くのみなさんの願いが詰まった議員バッジの重みを、日々感じています。

選挙戦をたたかっての若干の感想と、議員生活への抱負を述べて、ご報告いたします。



1 争点隠しの自公とのたたかい

マスコミでは当初から、「改憲勢力3分の2が焦点」「アベノミクスの是非」という2点が見出しに掲げられました。公示2日後には、早くも新聞各紙が一斉に序盤情勢を掲載。「改憲派3分の2をうかがう」「自民単独過半数も」などと、自公圧勝ムードが報じられました。

一方、安倍首相をはじめ自公は、憲法改正を「争点ではない」として逃げ回ります。公明党に至っては、従来の「加憲」の姿勢を公約にすら記さない始末。街頭では、アベノミクスの「成果」を誇示し「エンジンをふかす」と絶叫するばかりで、あとは「民共」批判に終始。私も選挙中、公明党候補と場所がかち合いその演説を耳にしたことがありましたが、応援弁士も含めて共産党批判を述べるのはお約束のようでした。こうした自公の選挙方針と歩調を合わせて、マスコミが改憲問題に触れなくなり、ついには参院選そのものが報道されなくなる、異常な状況でした（選挙報道は従前の3割減とのこと）。

13年参院選後に秘密保護法、14年総選挙後は集团的自衛権の行使容認と戦争法を、いずれも国民多数の反対を押し切り強行。アベノミクスを争点にしてたたかわれる選挙は、その後には必ず民意を無視した戦争する国づくりが待っている——この間の安倍政治の「実績」から、参院選が終われば改憲に進む、このことを大いに広げたいと考えました。

私の演説は、選挙中2度ほど大枠から見直しました。序盤は、若い世代に焦点を当て、学費・奨学金、ブラック企業、保育園の問題などを中心に。中盤は、自民党改憲案の危険性を伝えるものに。終盤では、選挙で政治を変えようという呼びかけを加えました。率直な感想として、改憲についての訴えは届きにくい。ブラックな働き方の実態告発やアベノミクス批判の方が、よほど聴衆の足が止まり視線が寄せられます。憲法と改憲のねらいを身近な問題として訴えることの難しさを、改めて感じながらのたたかいでした。それでも高齢の方など、演説後に駆け寄ってきて「私は戦争を体験した。戦争だけはやってはいけない。」と声を掛けてくださる方もおられ、18歳から送られてきた手紙にも平和を願う思いが綴られていました。安倍政権の下での改憲に反対という声は、世論調査では多数派。この秋は、さらに努力が求められると思っています。

2 市民の運動とともにつかった選挙戦

市民の声に押されて野党共闘が実現した参院選。東京選挙区のような複数区では各党がそれぞれ議席獲得を目指すことも確認されており、市民の立場で運動にかかわる人のかかわり方も様々でした。市民

選対としてかかわりたいと申し出た方々が、パンフレットやHP、PV（ネット上で拡散するための短時間の動画）、街宣で使うプラスターなどのデザイン、撮影などに主体的に取り組んでくださいました。

市民勝手連のYAMA部には党派を超えてお集まりくださり、公示後は連日のように街頭演説に駆けつけ、私の「追っかけ」をされる方も。最終盤は音の出せない20時以降にも肉声による宣伝を行い、ツイッターで情報を見て仕事帰りに来た方、私の高校時代の同級生など、「なにかしたいがその場所がない」という方が結集する場となりました。私も毎日の街頭演説の後、みなさんと一緒に過ごすことで元気をもらうとともに、スピーカーを通して街宣車の上から訴えるのとは異なり、街を行く人の声を肌身で感じることができました。

多くの団員に支えられた「山添拓を応援する若手弁護士有志の会」のみなさんの活動は、最も早くから動き出した勝手連。公示前後をとおして各地の街頭演説や演説会で仲間の弁護士に弁士として発言していただき、SNSで情報を発信、パンフレットにマスコットと、創意あふれる活動で、私にとっては最も心強い応援団でした。

選挙へのかかわり方はそれぞれに異なりますが、各人が持ち場や能力を活かして取り組んでいただくことができました。課題はもちろんあるものの、私はこの選挙をとおして、「市民が取り組む選挙」という空気をつくることができたと思っています。そして何より、この選挙にかかわった多くの方が、「こんなに楽しい選挙はなかった」と振り返ってくださることに、望外の喜びを感じています。

3 憲法いかし希望ある日本に

選挙が終わるやいなや、安倍首相は改憲に前のめり。そのことに危機感を覚えて都知事選挙への挑戦を決意した鳥越俊太郎さんに、私は敬意を表したいと思います。

9月に始まる臨時国会は、戦争する国づくりと改憲への動きを止める、一大決戦となります。この原稿を作成している段階では、委員会所属など詳細は確定していませんが、いかなる分野であっても都民、国民の声をまっすぐ届ける議員にと、心を新たにしています。カギは、やっぱり憲法ではないか。安倍政権の憲法破壊を暴露するとともに、憲法をいかした政治がいかに夢のあるものかを示していく——学びやすい社会、働きやすい社会、子育てや介護を支える社会、原発事故の不安や、米軍基地の危険におびえなくてよい社会。いずれも憲法に指針が示されています。

参議院議員会館は、817号室となりました（二つとなりの815号室には、仁比団員の部屋があり、ちょっとビビっていますが！）。人と情報が集まる、有益な空間にしていきたいと思っています。どうぞ活用ください。

2016年7月10日参議院選挙結果と 今後の改憲をめぐる戦い

支部長 須藤 正樹

- 1 2016年7月10日、参議院選挙の投票が行われ、即日開票の結果、改憲勢力が憲法改正に必要な発議要件の3分の2を参議院でも確保した、と喧伝され、安倍首相自身は、選挙中とはうって変わって「(衆参の) 憲法審査会で議論が収められた後、国民投票で改正を問う」「憲法のどの条文を変えるか議論する段階に入った」との表明を公然とするようになった。参院242議席中の162議席が3分の2であるが、自公、おおさか維新、こころの改憲4党で84の非改選議席があるので他に78必要だが、今回、自公70、おおさか維新7が加わり、そのほかに改憲賛成の非改選議員4人を入れると優に3分の2を超えとなるというわけで、加えて自民党はその後の入党もあり参院での単独過半数議席も得た。これを受け、公明党の一部幹部は改憲項目を速やかに取りまとめる、と言い出している。しかし、そもそも改憲の必要性はこれまでの衆参両院の選挙で選挙の争点にはなっておらず、ましてや改憲の具体的な方向についての国民的議論は皆無と言ってよい。立憲主義の立場からすれば憲法は国会議員や内閣構成員を規制するものであり、規制される側の国会議員が、具体的な改憲内容の争点隠しを行って得た議席で改憲を発議することは越権行為であり、後に国民投票があるからと言って信託もなしに発議権を行使することは認められない、と言うべきである。
- 2 しかし実際には国会内の力関係上、衆参の憲法審査会で具体的な憲法改正条項案が審議される事態になることは避けがたい。日本会議も、選挙結果を受け、「各党におかれては衆参両憲法審査会において憲法各条文の具体的な議論を開始され、憲法改正の是非を国民に問う国民投票の実現を強く求める」と声明を挙げている。それが安倍首相の自民党総裁任期である2期6年である18年9月までの間に行うことになるか、任期を3期9年に延長するなどして大がかりな改悪を実行することになるかは不透明だが、当面、明治維新150年の節目でもある2018年を最初の期限にする可能性は高い。現在、国民の間に実際の改憲気運がないことや18年まで短期間しかないことを直視し「小さく生んで大きく育てる」式の発想を改憲勢力がするとすれば、改憲条項の最初の突破口になるのは、やはり9条2項ではないだろうか。これは憲法改悪の本丸でもあるが、同時に憲法と既成事実である安保条約や自衛隊の存在との間で矛盾が明白であり、安保法制の違憲性議論とも直結しているからである。「今日の国際環境」など抽象的感性的な言い方を口実にするなら、衆参国会議員の3分の2以上の多数獲得や国民投票の過半数を得ることの見通しがたて易い点もあるであろう。要するに安保法制による解釈改憲を強行した勢力には、次は、論点が共通する9条明文改悪が最も結集しやすいところ、と思われる。実際、産経新聞などによれば、自民の憲法改正推進本部の重鎮議員は、「秋の臨時国会から衆参両院の憲法審査会で改正項目の絞り込み作業を始め、来年1月召集の通常国会での発議にこぎ着けたい考えだ」と述べたとされている。
- 3 この反対闘争を必ずやり抜く観点から、今回の参議院議員選挙を見てみよう。
議席の確保の点では、32の1人区で、前回31のうち2議席のみであったものが大接戦を制し11議席を獲得できたことが四野党・市民共闘の大きな成果と言える。沖縄では10万票差、沖縄、福島

で自民現職大臣落選、東日本中心に躍進という特徴がある。共闘の効果の点では、大部分の一人区で野党四党の合計得票を数十%上回るという目に見える成果があり、関係者の確信となっている。得票という点では、比例で、自民が2000万台に回復し、公明は750万を維持、民進は1100万で少し落ち込みを回復、共産は600万で漸増、社民や生活は100万台の少数会派化、おおさか維新が500万台を維持という結果である。東京で見ると、比例の支持率で、自民34.37、公明11.44、おおさか維新7.34で総計53.15%に対し、民進19.76、共産14.21、生活3.19、社民2.82で総計39.98%となっている。その他の相当な保守無党派を考慮すると、安倍政権下の改憲の可否をめぐる勢力比は、東京ではほぼ6対4くらいであると判断される。共闘の点では、山添（共）の得票は比例と比べ22万票少なく、選挙区最下位の小川（民進）の50万票を相応に応援した結果となった。この共闘の力を衆院選につなげたい、という岡田民進代表の意見も当然というべきである。一方で、選挙後の読売の全国調査では、自公与党が改選議席の過半数を獲得したことを「よかった」と思う人は54%、「よくなかった」は35%、内閣支持率は53%（6月は49%）、不支持率は34%（同38%）、政党支持率は自民党が41、民進10、おおさか維新5、公明・共産とも各4となっており、厳しい情勢であることに変わりはない。

- 4 仮に近い将来の国民投票が最終決戦場であるとするなら、1人区や全体の得票での善戦を確信にするとともに、依然として厳しい情勢を根本的に変える運動が必要となる。

この間の市民・野党共闘の運動の前進は、旧来からの労組・民主団体・地域・平和運動などの勢力の長年の「敷布団」的な努力のたまものであると同時に、SEALDs、安全保障関連法に反対する学者の会、立憲デモクラシーの会、安保法制に反対するママの会などの新しい市民運動、3.11後の原発反対運動の持続的活動、若手弁護士有志の会のひろがり、市民勝手連のたたかいなど、新しい政治運動の活性化が切り開いたものでもある。これを今、仮に「旧来からの運動」と「新しい運動」と区別して呼ぶなら、今後は、それらの新旧の運動は、交流し混じり合いつつも、ともに大きく発展する必要がある。

まず「旧来からの運動」で言うなら、おおざっぱに見れば労組・民主団体の組織力の低下が顕著であるが、それによる運動の停滞は必然なのであろうか。弱肉強食の規制緩和を推し進めた新自由主義経済政策が跋扈した最近の20年くらいで国内の状態を見ると、サラリーマンの給与は一貫して低下傾向にあって15%程度低くなり、非正規労働者は、倍加して労働者のうち38%にまで増え、特に女性や若者、高齢者の過半数がそうである。個人の資産も金融資産は総額1700兆円と、この間にほぼ6割増にバブル化したが、勤労者世帯の中央値は2人以上の世帯単位で740万円と、この間に1割弱さがっている。最近の都心では一種の不動産バブルが生じて地価が高騰しているが、他方で三多摩や他府県では売却する見込みもない土地が増加している。一般的水準の半分にも満たない消費水準で生活している貧困な子供は6人に1人の割合で、世界的にも高率であり、特に母子世帯の66%が貧困である。このような状態にまともに対処できないならば、組織的運動力が減るのはやむをえない。しかし旧来型の形態の運動の充実とともに、中小労組、年金者組合、個人加盟の一般労組などが、広範な国民の間に具体的打開策をもって取り組めば、企業別とは違うまたはその一部として、無党派の労働者の組織化は可能ではなかろうか。今までと違いSNSの発達した社会では即時に連携ができ、また個別企業との交渉が主要となる「賃上げ」だけではなく、全般的な労働相談、家庭相談、困りごと相談、生活保護対策などの具体的な要求を掘り起こし、社会的・政治的要求の組織化へとつなげて行くことは十分にありえるように思う。具体的な要求、たとえばブラック企業対策、セクハラ・パワ

ハラ追放、労働基準法厳守、「残業代ゼロ」法案や「金銭解雇制度」の法定阻止、実効ある「同一労働同一賃金」の実行などは、労働組合だけでなく多くの国民の共同課題であり、恒常的に共闘できる余地がある。また「人道的な労働条件」は世界平和の基礎である。東京でも、実際の戦争遂行体制の確立のため、オスプレイ10機の配備が決まった横田基地内には、航空自衛隊の航空総隊司令部が移転され、米軍・自衛隊の「共同統合運用調整所」が常設され、防衛省の地下には、自衛隊の最高司令部である中央指揮所が置かれ、米側トップの太平洋軍司令部も入り、日米軍事一体化が進んでいる。今の世界的な「政治の季節」には、あらゆる要求の組織が、選挙を含めて協力共同の関係を発展させる展望があるように思われる。

- 5 他方で「新しい運動」は、「旧来からの運動」が直面する課題（メンバーの固定化、高齢化、課題や幅の狭さ、運動のマンネリ化など）をすでに乗り越えつつある。この間の運動では、国会や集会、各種団体、地域、繁華街のそれぞれで、今までは運動に無縁であった人たち、知識人や若者や幅広い年齢のママさんや各種専門職業人などが、無党派層も広く巻き込みながら、各人の関心事に関し要求で立ち上がっている。その旧来との違いは、自らの個人の意思と気持ちを重視しつつ、一致点で個人として共同行動するという点にあるように見える。そこには、決して組織動員ではない自主的行動を重視する、しかし可能な限り多数の人と共同連帯を続ける、さまざまな斬新な工夫をする、などの特徴が目立つ。この運動は、この間、参議院議員選挙支援にも発展し、たとえば若手弁護士が、夜遅く街頭に出て、路上で道行く若者を相手に直接「雇用実態調査」をするような活動が生まれた。普段ビラなど絶対に受け取らないような人たちに直接働きかけ、雇用実態や要求を聞くことなどは、新鮮な形態の活動である。そこには、①各人が自らたちあがる、②無党派層に働きかける、③多様な要求を目配りするなどで、教訓とすべき経験があるように見える。言い換えれば、直接、要求を聞き出す働きかけこそが、無党派層を結集する鍵となるのではなかろうか。このような運動に対し、旧来からの運動の側からは、物心両面で協力することなどが今後求められよう。

厳しい情勢を根本的に変える運動は、以上のような、種々の運動の連携と広範な無党派層への具体的な働きかけからはじまるのではなかろうか。



足立区役所の本体業務の外部委託問題— 戸籍業務、国保業務—

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

足立区近藤弥生区長は、区役所の本体業務である戸籍業務と国民健康保険業務の外部委託を強行している。足立区民は、戸籍業務の外部委託に対して東京地裁で住民訴訟、国民健康保険業務の外部委託に対しては住民監査請求を闘っている。

第1 戸籍業務の外部委託との闘い—住民訴訟

1 足立区は2012年7月に各地の自治体をメンバーにして「日本公共サービス研究会」なるものを立ち上げて幹事自治体となり、第1回研究会を足立区内で行い、自治体の市場化、アウトソーシングのお先棒担ぎをしてきた。近藤弥生区長は、2013年3月に富士ゼロックスシステムサービスと「足立区戸籍・区民事務所窓口の業務等委託」契約を結び、は富士ゼロックスシステムサービスには初期2年間の2013年7月から2015年9月まででの間に4億円が転がり込むようにした。富士ゼロックスシステムサービスは足立区での「成功例」を突破口として自治体の外部委託で大もうけをしようとしている。

2 私たちは「足立区政の外部委託を考える会」を結成し、署名1万3000筆、足立区当局との交渉、2回の大きな集会、区役所前・北千住駅前・ショッピングモール前での宣伝、チラシの全戸配布、チラシの新聞折込など精力的な活動をしてきました。この闘いは、東京法務局による「戸籍事務現地調査結果（2014年3月17日）」において、「戸籍法上の受理決定は、行政処分である。しかし、業務手順では、区職員の審査前に民間事業者が受理決定（処分決定）の入力行為を行うことになっていて民間業者が行政処分をしている。戸籍法に違反している」との見解を引き出すことに成功した。

3 住民監査請求と住民訴訟

足立区民1392人は2014年11月17日に住民監査請求をしたところ、12月25日に監査結果が出された。監査結果は「当該契約に基づく公金の支出は、違法・不当ではない。」とする不当で不十分なものであったが、「過去の情報漏えい事件の報告、審議が行われなかったことは適切を欠いていたといわざるをえない」「東京法務局や東京労働局からの指摘にみられるように準備不足が露呈し、区民に不信や不安を与えたことも事実である。」と指摘をさせた。

足立区民1389人は2015年1月21日に東京地方裁判所に住民訴訟を提訴した（東京地裁民事第3部）。法的論点は、①足立区民のプライバシー権を侵害、②非能率、非効率であり地方自治法違反、③戸籍法違反。④労働者派遣法に違反である。

2016年7月1日までに5回口頭弁論が行われた。毎回の口頭弁論は、103号大法廷はバーの中に原告と代理人が50人すわり、また傍聴席約100席を満員としている。

「窓口業務等委託月次報告書」のマスキング問題が大きな争点となっている。

第2 国民健康保険業務の外部委託との闘い—住民監査請求

- 1 足立区は戸籍業務につづいて、国民健康保険業務を2012年3月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データに外部委託をし、2016年4月からはJV（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社ベルシステム24、株式会社DACS）に委託をした。国保業務があつかう個人情報には国民健康保険情報・住記情報・生保情報・課税情報・介護情報・後期高齢医療情報・年金情報・障がい福祉情報・保健衛生情報・戸籍情報・財産情報・滞納情報など広範なものである。
- 2 足立区民5人は、足立区監査委員会に対して2016年6月8日に住民監査請求をした。私たちは①個人情報漏洩の危険性、②「本件共同事業体」の形式による偽装請負、③「契約上の地位の移転」はプロポーザル方式を無意味にすることと主張している。

足立区監査委員は「措置の必要は認めない」との監査結果をだした。但し、「日本各地で委託現場における個人情報の漏洩や労働関係法令違反などの報道は今もなお後を絶たない。それ故に委託することに対する不安や誤解が生じている。区民の不安を払拭し、区政への信頼を高めるため、委託の進捗及び委託による効果について適宜公表することを要望する。」との意見が付されている。

この監査結果を受けて、住民訴訟の提訴については、検討中である。

都立学校「日の丸」強制事件訴訟・最近の動き 特に、再雇用拒否事案について

北千住法律事務所 柿沼 真利

はじめに

都立学校の卒業式等の式典における生徒に対する「日の丸」・「君が代」の指導に関し、あの石原都政下の2003年10月23日に一つの「通達」が、都教育委員会から出され、以後、卒業式等で、「君が代」斉唱時に、「日の丸」に向かって起立しなかった教師の方々が、「職務命令違反」として、懲戒処分、さらに、定年退職後の「再雇用職員」等への採用の一律拒否、等の不利益を課された。

この件に関しては、既に、2011年以降、複数の最高裁判決が出されたが、「全て終わった」、のでは無く、現在も、複数の訴訟活動が行われている。なお、本件の全体の概要については、「被処分者の会」のHPをご参照いただきたい。

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~hishobunshanokai/>

そして、ここ1年間で、特に、再雇用職員等への採用拒否事案に関し、「動き」があったので、以下、主に、当職が弁護団に参加している、「第2次再雇用拒否訴訟」に関し、報告する。

事件の概要と第1審判決の内容

同事件は、2007年～09年に、定年を迎えた都立学校の教師であった方々22名が、「再雇用職員」、「非常勤教員（2008年導入）」への採用を希望したところ、過去に、上記の「不起立」があったこと「のみ」を理由に、それが職務命令違反の重大な非違行為であるとして、一律にその採用を拒否されたので、その違憲・違法を主張し、損害賠償請求を行ったものである。

第1審では、2015年5月25日に、原告「勝訴」判決が言い渡された。その内容は、端的に言

うと、被告都による「不起立のみ」を理由とした採用拒否は、その裁量権を逸脱・濫用する違法なものであり、原告らに対し、一人当たり、再雇用された場合の1年分の給与に相当する金額の賠償を、都に命じた、ものである。

この判決が、「画期的」なのは、既に、この「日の君不起立」による「再雇用拒否」に関しては、複数の訴訟が先行しており（本件も「第2次」と銘打っている）、それらはいずれも、最高裁まで手続きが進んだ上で、全面敗訴判決が確定している（本件でも都はそのことを主張していた）中、これを覆して、原告勝訴とした点である。

本件で弁護団は、公務員の定年退職後の採用制度に関する政策の流れ（原則採用の方向）、この流れに沿った新たな裁判例の存在、行政機関の裁量権行使の適法性判断に関する近時の最高裁判例の傾向（具体的で緻密な総合考慮）を示しつつ、本件の判決を、単なる先行の敗訴判決のコピペにしないよう、弁護活動を行った。また、再雇用拒否事案での裁量権逸脱の論点については、未だ、最高裁の判例としては判断されていないことも幸いしたといえる（先行訴訟の上告審では、憲法論のみ判断されていた。）。

第1審判決の注目点

同判決の注目点は、

- ①本件の再雇用制度等は、教師らの定年退職後の雇用の確保・生活の安定等の趣旨があり、これに対する教師らの期待は法律上保護されるものであり、都の採用選考に関する裁量権も一定制限を受けること、
- ②同制度等は、退職前の地位に密接に関連し、全く新規に採用する場合と同列に考えるべきではないこと、
- ③教師らに「君が代」斉唱時に起立を命じるのは、「思想・良心の自由」に対する間接的制約になり得るものであり、これに対する不利益は慎重に行わなければならないこと、
- ④都が、教師らに「君が代」斉唱時の起立を命じる根拠としている、学習指導要領のいわゆる「国旗国歌指導条項」について、「他の特別行事の実施や配慮すべき事項の内容と対比して特段区別した位置付けが与えられているとまでは認められない」とし、このことをのみを採用拒否の理由とはできないこと、

などを認めた点である。

なお、本件で、原告らは、先行訴訟と同様、「思想・良心の自由」侵害、「教育の自由」侵害、教育基本法違反なども主張したが、これらの点について、同判決は、そもそも判断自体していない。

ただし、上記の裁量権逸脱濫用論の中で、憲法的価値観や、教育法的価値観を盛り込んでいる点もあり、よく「練られた」判決であると言える。

そして、控訴審、さらに最高裁へ

その後、都側のみが控訴したが、控訴審は1回結審となり、同年12月10日、判決言渡しとなった。控訴審判決は、基本的には、上記第1審判決の内容を、ほぼそのまま踏襲し、かつ、都が控訴審で行った主張を、ことごとく排斥した上で、都の控訴を全面的に棄却した。特に注目すべきは、同判決は、都の再雇用拒否について、「現状の運用自体も憲法上の自由との関係で問題があるものである」と、実質上憲法違反と評価したとも読める判断を行っている点である。

とはいえ、都側は、上告受理申立てを行ってきた。さらに、本件の後発の第3次再雇用拒否訴訟で

は、残念ながら、今年の4月に、「先祖返り」とも言える、原告全面敗訴判決が言い渡されてしまった。
本件は、今後、都に限らず、公立学校の教育現場における日の君強制への一定の歯止めとなり、また、この日の君強制事案以外についても、公務員の定年退職後の再任用拒否事案にも影響を与えうるものでもあり、気を引き締めて望むことが必要である。

【報告】 都教委へ要請しました！

～ 6. 1 通知（教職員等の選挙運動の禁止等）の問題～

事務局次長 仲里 歌織

1 「6. 1 通知」の問題

自民党の密告サイト等、秋の臨時国会での教育公務員特例法改正（罰則規定を設ける）に向けた動きが出てきています。その流れに沿うように、文科省から教職員の政治活動・選挙運動を過度に規制する内容の通知（「教職員等の選挙運動の禁止等について」（以下「6. 1 通知」）が6月1日に出されました。

これまでも文科省は国政選挙や地方選挙において同種の通知を出しており、これまでの通知も教員の政治活動・選挙運動を過度に規制するものでしたが、今回はそれに加えて、これまで記載されていなかった点が追加され、より締め付けが強くなっています。

すなわち、6. 1 通知は、学校の内外を問わず教員が「その地位を利用して特定の政治的立場に立つて児童生徒等に接することなど」が、地方公務員法33条の「信用失墜行為」に該当する可能性があるとし、これを行わないよう新たに求めています。

しかし、学校内外を問わず、特定の政治的立場に立って児童生徒等に「接すること」という基準は非常に曖昧で広汎な規制です。

当然のことながら、教員にも、憲法上政治活動の自由が保障されていますので、教員の行動を広汎に規制するのは、教員の政治活動の自由の侵害として許されません。

また、6. 1 通知では、授業等の教育活動まで対象となってしまうため、教員が委縮する結果、「政治的教養の教育」（政治教育、主権者教育）も十分に行うことができなくなり、教育の自由や児童生徒の学習権も侵害することになりかねません。

これに対し、団本部から、6月21日に、通知の撤回を求める声明が出され、文科省に対して執行されました（声明の詳細は団HPでご確認ください）。

2 東京都教育委員会、東京都私学部への要請

その上で支部では、選挙前に対応すべく7月6日、本部とともに、東京都が6. 1 通知に基づき誤った対応をしないよう（教員の教育活動、政治活動、組合活動等について、信用失墜行為にあたるなどとして不当に取り締まることのないよう）東京都教育委員会、東京都私学部に対し要請を行いました。あわせて、これまで本部が出してきた関連決議を配布し、政治的中立性を強調して誤った対応をすること

のないよう要請を行いました（支部から須藤支部長、金井幹事、仲里、本部から増田次長が参加）。要請を受けた担当者は、質問をして趣旨を確認したり、メモを取ったりして要請を聞いていました。

【要請の際に配布した声明、決議】（本部ＨＰより確認できます）

- ① ６．１通知（「教職員等の選挙運動の禁止等について」）の撤回を求める声明（２０１６年６月２１日付）
- ② 教育公務員の政治的活動への罰則創設等の教員の管理強化に反対し、子どもたちに主権者教育を積極的に推進することを求める決議（２０１５年１０月１９日）
- ③ 文科省の１０．２９通知等の撤回を求め、かつ、教育公務員特例法を改正して罰則規定を設けようとする動きに反対する決議（２０１６年５月３０日）

【要請の様子】

◆東京都教育委員会への要請	◆東京都私学部私学行政課（小中高校担当）への要請
	

３ 今年に入り、教育問題に関する支部での要請は２回目（前は高校生の政治活動の届出制問題。４月。）です。秋には教育公務員特例法の改正問題が出てくることから、引き続き支部ではこの問題に力を入れて取り組んでいきます。

教育への介入の動きがますます強まっていますが、ともに闘っていきましょう！

＊教育問題に関心のあるみなさま、ぜひ、幹事会にお越しください＾＾

ソフトボール大会に向けて

東京法律事務所 江夏 大樹

5月21日のお昼、青空の中、錦糸町公園で団ソフトボール大会に向けた練習試合が、東京法律事務所と東部法律事務所の間で行われた。

試合の結果は、1勝1敗であった。

第1試合に惜敗したのが、打って変わって第2試合は、東京法律がボロ勝ちしたのだが、当日の団ソフトボール大会では、1回勝負である以上、第1試合で負けたのは大変悔やまれる。

試合後に、両チームは仲良く錦糸町の居酒屋で打ち上げをし、飲んだくれたわけではあるが、寝る前に、第1試合の敗因は何なのか分析した。どうやらセンターの守備についていた私（江夏）のタイムリーエラー3回が原因であるようだった。

ところで、この練習試合には、東京法律事務所の所員が、計10以上参加したように、今年の東京法律事務所は、来る10月28日に行われる団ソフトボール大会には並々ならぬ闘志を燃やしている。東京法律事務所は、長らくの間、優勝から遠ざかっている。その原因は、大会での運もあるかもしれないが、君和田総監督、ピッチャー井上幸夫、サード加藤健次と、20年前ならまだしも、やはり、戦力の高齢化は否めない。

そのような状況下、私がスポーツ推薦で東京法律事務所に入所することになったのである。

また、もう一人の同期（68期）の岸朋弘は、練習試合で私よりも活躍していたように、今年の東京法律事務所には、若手戦力がいる。

そして、何より、今年は、「山添拓」の立候補により、事務所が一丸となって取り組み、結果当選を果たしたこともあり、事務所は活気に満ちあふれている。

私も、東京法律事務所にスポーツ推薦で入所した以上、3年以内に東京法律事務所を優勝に導かなければ、事務所にいられなくなることも視野にいれながら、背水の陣で大会に臨む。



入団のあいさつ

八王子合同法律事務所 白根 心平

八王子合同法律事務所の白根心平です。大学生のころは東洋史学科というところで中国史の勉強をしていました。ちいさいころから歴史が大好きで、大きな時代の流れに翻弄されながらも力強く生き抜き、今日にも大きな影響を与えるような思想家を育んだ春秋・春秋戦国時代が特に好きでした。中学生の頃から、将来は歴史学の研究者になることを夢みていました。

研究者になりたいという情熱は、研究者が置かれた環境や自分自身の能力の問題、また、大学生活を通じて興味関心の変遷があったため、徐々に失われてゆきました。

就職活動が目前に迫った大学4年次に、昔から「何か社会に役に立つような仕事がしたい」と思っていたこともあり、正しいことを正しいと言い続け、不条理に毅然と立ち向かい、社会を良くしていく仕事がしたいと思って、一念発起して司法試験の受験を決意しました。

昔から、なんで社会は変わらないんだろう、なんで差別や偏見、貧富の格差や戦争はなくなるんだろうと思っていました。

いろんなことを勉強していくうちに、多くの人から世の中が変わっていくということはどういうことなのかということを知っていくうちに、「なんで社会は変わっていないんだろう。」という問いかけは、他でもない自分自身に投げかけられた問いなのだということが気が付き始めました。

修習時代に出会った弁護士が「歴史が前に進んでいく。」という話をよくしていました。私自身は、昔から歴史は大衆を率いる英雄や偉人のような特別な才能や能力を持った人間が築いていくものであると、どこかそのように思っていました。でも、その弁護士が「歴史が前に進んでいく。」という話をしている時に念頭に置いていた歴史の前進というものは、英雄や偉人が築いていくものではなくて、この社会を構成する市民一人一人の意識が変革していくことだったということのある時気付いて、とても衝撃を受けました。

それから、法律の専門家として、そして歴史を勉強してきた人間として、自分自身も「歴史が前進していく」ことへ何かしら寄与したい、弁護士として裁判闘争だけではなく、社会を変革していく力をもった市民の人と団結して闘い、世の中を良くしていきたいと思うようになりました。

どんなに意志の強い人であっても、一人で不条理や差別と闘うことはなかなかできません。社会に散在する細大問わない不条理に立ち向かい続け、世の中を良くしていくためには、多くの人が力を合わせて、手を携えて闘っていくことが大切だと思い始めたのも一人一人の意識の変革が歴史を前進させていく大きな原動力であると気づいてからです。

自由法曹団では、歴史を前進させていく力をもった市民の人たち一人一人の意識を変革していけるような活動に取り組みたいと思っています。

若手弁護士へのメッセージ

旬報法律事務所 徳住 堅治

愚直な誓いと遺物

弁護士の出発にあたり、2つの愚直な誓い「浮気しないで生涯労働弁護士として終える」「銀座で美味しい酒を飲み続ける」を立てた。内定予定の友人に替ってもらい、誓いが実現できそうな旬報法律事務所に入所した。とはいえ、労働法の素養は全くなかった。大学紛争に巻き込まれ、石川吉衛門先生の労働法の授業を全く受講せずに卒業した。事務所の先輩からジンツハイマー「労働法原理」（ワイマール時代の名著。最近出版の西谷敏「労働法の基礎構造」でも基本書とされる。）を推薦されたが、難しさに恐れをなして断念。年末に山に籠って片岡昇「英国労働法序説」を読み、沼田稲次郎「運動としての労働法」、窪田隼人「労働裁判」を続けて読んだ。労働運動優位の知見を得た。

昭和49年は労働争議・不当労働行為救済申立の戦後最高件数の年。昭和48年に弁護士登録して直ぐに集团的労使紛争に巻き込まれた。同時に労働裁判にもろに影響が出てきた司法反動化とも対峙した。バッジのない入所直後に全通労働者の逮捕・拘留事件の対処のために熊本に派遣され、勾留理由開示裁判直前に釈放を勝取る僥倖を得た。連休明けに東京に戻ると7名の全通労働者の逮捕・勾留事件を1人で担当した。警察の接見妨害に苦しみながら面会を繰返した。刑事弾圧事件等で3件の無罪判決を得たのも思い出である。

青法協の活動スタイル「事実を大切に・現場主義」「依頼者の要求にとことん寄添う」に当時“洗脳”されていた。入所直後に、福井で機械メーカーが倒産し労働組合が工場占拠する事件が起こった。組合（全金）は、会社倒産の原因がメインバンク福井銀行にあるとして、同銀行を被申立人として東京都労委に救済申立をした。先輩弁護士達は、雇用主でない銀行を相手にするのは論外であるとして受任拒否したので、私1人で受任した。苦戦の連続であった。何度も福井に通い、“運動”によって何とか解決した。実は、この事件の争点は、今日でも労働分野のテーマの一つである“労組法7条の使用者概念拡大”である。その後私の研究テーマである企業組織再編・倒産と労働の契機となった。金属労働者のたたかいのために秋田・岩手・宮城・静岡・長野・金沢・熊本など全国行脚の日々が続いた。昭和50年には、男女差別定年制（男57歳、女47歳）めぐる「伊豆シャボテン事件」東京高判で勝利判決を得た。組合分裂・右翼介入により組合員のみ賞与不支給の「三島・電業社事件」では、組合員460人について総額1億数千万円仮払いの仮処分決定を得た。「仮処分決定に理由は必要ない」と裁判官を大胆に説得し理由の記載ない決定だった。昭和51年には、整理解雇（10名）の東京スピンドル（秋田・若美町）事件で不当労働行為救済命令を得た。昭和54年には、整理解雇（73名）の北斗音響（岩手）事件で全員解雇無効の判決を得て東京本社の商品を差押えた。この判決は、整理解雇第4要件の先例となっている。

昭和48年最高裁は、全農林警職法事件で公務員のスト禁止を合憲とする逆転判決を言渡した。最高裁は、思想による採用差別を合憲とする「三菱樹脂事件」、公務員の政治活動一律禁止を合憲とする「猿払事件」、施設管理権万能の考え方から職場活動を排除する「国労札幌地本事件」、過度の職務専念義務論に基づく「ホテルオークラ事件」など不当判決を出し続けた。“徒党を組む労働者の活動を抑え込む”とのイデオロギーがベースとなっている。司法反動化時代の労働分野の不当判決は、若い世代で乗り越えてもらいたい遺物である。

サマーセミナーにぜひご参加を

幹事長 長尾 宜行

今年もまた、一泊二日でサマーセミナーを行ないます。

参議院選挙に引き続いて行なわれた都知事選も終わり、この秋の政治情勢がだんだんと見えてきました。

参院選では、11の1人区で野党統一候補が議席を勝ちとることができました。3年前、1人区での野党の獲得議席がわずかに2であったことからすると、野党共同の成果は明確です。また、共産党も、多くの選挙区で候補者をたてないながらも比例代表では得票数を大きく伸ばしました。この結果も、改憲を許さないという民意の表れです。

今回の選挙戦での経験をいかし、これからもよりいっそう幅広い市民と野党の共同を追求するならば、改憲阻止のための大きなうねりをつくりだすことができるのではないのでしょうか。

今年のサマーセミナーでは、市民と野党の共同による改憲阻止、立憲主義の回復をめざすという立場から一貫して市民運動に尽力をしてこられた上智大学の中野晃一教授をお招きして、改憲勢力が国会で3分の2を超えるに至った状況下、改憲阻止のたたかいにどう取り組むかについて、講演をお願いしています。さらに、情勢について討議し、各地での経験を交流して、この秋からのたたかいに備えたいと思います。

一日目の夜には、もちろん大懇親会と二次会があります。このあたりから山添拓参議院議員も参加してくれる予定ですので、おおいに盛り上がるでしょう。

というわけで、ぜひ多数の方のご参加をお願いいたします。別添の申込書にご記入のうえ、ファックスでお送りください。03-5227-8257

日 時 8月26日(金)午後1時～27日(土)正午

場 所 **ホテルおかだ**

箱根湯本駅よりバス→ホテルおかだ(5分程度)

※バスは9:00～18:45まで毎時15分・45分頃に箱根湯本駅を出発します。

費用

全日程 1万7000円(1泊2食、会議費含む) 夕食懇親会まで1万円、

懇親会より1万5000円

会議のみ3000円

※ 当日現金にて集金します

申込締切 8月16日(水)

7 月北千住幹事会

1 自己紹介

開催場所芸術センターはもと区役所、跡地利用を巡って議論、吉田万三氏が勝利しホテル化を阻止、

2 情勢

(1) 参議院選挙の結果、3分の2にどう立ち向かうか

(2) 都知事選

都政を都民の手に取り戻す会の確認団体チラシ 政策→HP

街頭演説で違いがでにくい？政策の柱 ex 保育園での違い

ネット戦略の対応も必要

弾圧への対応は事務所ごと

支援決議は幹事会承認 → 決議、檄文、法定ビラを発送

3 地域の法律事務所からの報告

(1) 中西団員（東部）

①すみだ9条の会へ参加

定例9の日宣伝を錦糸町駅で宣伝、10年以上取り組んでいる

節目の年に集会、落合恵子、渡辺治など講師に

②ハンセン病

2001年国賠後、厚労大臣との定期協議

現在の事項は、医療体制、社会内医療介護、遺族への補償、歴史的施設（重官房、特別法廷）の保存など

家族被害訴訟

親が入所して親戚をたらい回しにされるというケース 沖縄九州を中心に500人以上

特別法廷

1948年事務総局の専決権限 73年までに95件

公開原則違反→しかし、最高裁は違憲に踏み込まず 裁判無効になるから

死刑再審の取り組み 弁護団作ってすすめてる

弁護士会の課題 95件の弁護人

東京3弁護士会のハンセン病問題協議会の取り組み

多磨全生園自治会などとの定期懇談 都内中学校へ出張人権教育

(2) 黒岩団員

①足立区役所の本体業務民間委託

「日本公共サービス研究会」

公権力の行使、労働者派遣法違反

住民訴訟2015年1月21日 入り口論 富士ゼロックスの業務所のミスの報告書

→マスキングの開示
国保業務の外部委託
業務委託をゆるさない幹事会決議承認

②空襲被害救済

民間の戦争被害者に救済なしの状況
各国の補償制度：ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、オーストリア、アメリカなどにあり
東京大空襲訴訟 →国会の立法措置を、と判示
超党派・空襲被害議員連盟
「空襲被害に関する特措法」案 議連の会長・鳩山邦夫議員死去でどうするか

(3) 柿沼団員

①図書館職員雇止め

更新回数が少ない（１回）ケース 指定管理者制度の背景

②日の丸君が代

１０・２３通達 ２０１１最高裁判決で事件としては収束していたが、第２次再雇用拒否
定年退職後の再雇用で一律拒否された 去年５月１２月で勝訴、東京都が上告受理申立て
第３次訴訟は３月負けてしまった→下級審分かれて最高裁が判断するのでは
思想良心、教育の自由、裁量権の逸脱のポイント
「できるだけ再任用」という通達（２００１）など→期待あるのではという理由で

(4) 小寺団員

憲法の集い 金平茂紀（ジャーナリスト）講師
報道の自由で講演２５０人
今回で３５回、毎年開催 ３００から５００、多い時は９００人も

４ 各分野の報告

(1) 教育

自民党密告フォーム 秋の国会で罰則規定につなげる動き
中立性を気にして選挙に行かない教員も出てきている

(2) 憲法

署名集約 サマーセミナーで最終の集計を
秋以降のとりくみ 本部常幹は８月２０、２１日で開催

(3) 違憲訴訟

９月２日第１回
１１月第２回

5 サマーセミナー

安倍改憲とどうたたかうか、という方向でできないか 参加募る

山添議員：懇親会から参加、翌日報告あり

FAXニュース→青龍

2次締切り8月2日事務局会議までに

「若手弁護士へのメッセージ」新シリーズ開始について

事務局長 萩尾 健太

ご好評を頂いて来ました「若手弁護士へのメッセージ」も、6年目に入りました。

これを期に、先輩団員の皆さんに、さらに気兼ねなくそのご経験をお書き頂くためにも、若手弁護士からの返書は無しにすることとします。

若手団員の主張は、自己紹介やその他の投稿のなかで書いて頂こうと思います。

「若手弁護士へのメッセージ」の書き手もいよいよ24期台に突入しました。引き続きご愛顧のほど、よろしくお願いいたします。

決議：足立区の戸籍・国保等の業務委託を許さず、 住民訴訟・監査請求の勝利を求める

足立区は、2012年より、自治体の窓口業務や国民健康保険、戸籍事務、総務、会計出納など「専門定型業務」を外部委託する新たな枠組みを構想するため人材派遣会社、システム事業者などと共同研究を行ってきた。区は第一弾として2014年1月、「戸籍住民課」「区民事務所」の窓口業務を富士ゼロックスシステムサービスに委託した。

区民事務所は、自治体の基幹業務ともいえる戸籍証明発行、住民異動受付など広範な業務を担っている。その民間委託は、住民の個人情報をも民間事業者に売り渡す行為であり、住民の人格権、プライバシー権の侵害に当たる。

また、戸籍法および住民基本台帳法上市区町村の事務とされている事務を、その規定に反して民間事業者にゆだねる点で違法である。

さらに、戸籍証明発行の判断は権力的公務であるから、区職員による民間事業者の従事者に対する直接指揮が避けられない。そうすると、窓口業務を行う従事者の実態は派遣であり、偽装請負となる点で、違法である。

偽装請負を避けようとするれば、公務員は従事者を直接指揮することができないため、手続に時間がか

かり、住民サービスが低下する。さらに、民間事業者に委託料を払わなければならない分、従事者の労働条件を保障すれば、逆に直営よりも経費がかかることとなる。

こうした問題点があるため、2014年7月までに、東京法務局から戸籍法違反として、東京都労働局長からは偽装請負として是正指導が行われた。足立区は指導を受入れ、戸籍事務のうち転入・転出届の受付等については区職員に移す是正措置をとった。

この違法な窓口委託について、足立区民1392人が区長に対して公金支出金の返還を求めて住民訴訟を提起した。

足立区当局は窓口の失敗にも懲りず、本年4月には国民健康保険業務の民間委託を強行した。国民健康保険には、通院歴、特定疾病情報、税や後記高齢医療などの滞納情報、年金・所得情報、生活保護者リストなどの個人情報詰まっている。その外部委託は、取扱者が増えることで個人情報漏えいのリスクを高める。さらに、5年間で20億円を超える委託費をNTTデータなどの業者に支払い、直営と比べて年間で1億円以上のコスト増となる。まさに、区民の血税を減資として、住民情報を企業の儲けの道具にしたうえ、保険料取り立てのための差押補助業務まで委託した。

この動きは、国の民間開放の政策に従ったものであり、すでに渋谷区・板橋区などにも広がり、さらに全都全国に波及する危険がある。前記の訴訟は、それを食い止め、公共サービスと住民の権利を守るための重要な訴訟であり、支部団員がこれに取り組んでいる。国民健康保険業務の委託については、住民監査請求を行った。

自由法曹団東京支部は、この民間委託・公共サービス切り捨ての動きに反対し、住民の権利の擁護を求め、窓口業務・国民健康保険業務委託に反対する住民訴訟・住民監査請求を応援するものである。

2016年7月20日

自由法曹団東京支部幹事会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償**し、**保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 期間	満年齢	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
	25歳～29歳	993	875	949	843
	30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
	35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
	40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
	45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
	50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
	55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
	60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL：03（3593）5112

（SJ13-08976、平成25年11月11日）